随意契約の状況			担	詳 課	水産課	
			契約	勺 日	令和6年11月29日	
物品名	契約の概要	契約期間		契約の相手方		契約金額 (税抜)
トラウトサーモン種苗	八雲町熊石サーモン種苗生産施設において生産したトラウトサーモン種苗 5,000 尾を町から右記の者へ売却するもの。	令和6年11月 令和6年12			3乙部町字元町520番地 漁業協同組合 代表理事組合長 工 藤 幸 博	3, 564, 000円 (3, 240, 000円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由						

熊石サーモン種苗生産施設において生産している種苗は、海面養殖用の種苗として生産していることから、近隣においてトラウトサーモンの海面養殖事業を行っている上記事業者を契約の相手方として選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行ったものである。